

令和8年度の基本使用水量（契約水量）の減量の実施案について

◆ 令和8年度に3万m³/日の減量を実施する。

- ・ 実給水率（令和4～令和6年度の平均）が20%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分
- ・ 一括減量（令和8年度）と分割減量（令和8年度～令和10年度）の選択制
- ・ 減量を実施する受水事業所は減量負担金及び特別減量負担金を負担

これまでの経緯

- 令和2年度の制度創設時には、令和3年度に4万m³/日、令和8年度に4万m³/日の減量を予定
- 令和3年度の減量に当たっては約7万m³/日の希望があり、積残しは約3万m³/日
- 令和2年度に減量制度の創設と料金の値下げを決定した際、受水事業所に対し、令和12年度以降の値上げの見込みは3割程度と説明
- 令和4年度の大口受水事業所の撤退等により、令和2年度当時のシミュレーションから基本使用水量が3.1万m³/日、給水収益が3.5億円/年減少（令和6年度での比較）

今後の料金改定の見通し、減量の実施による料金改定への影響

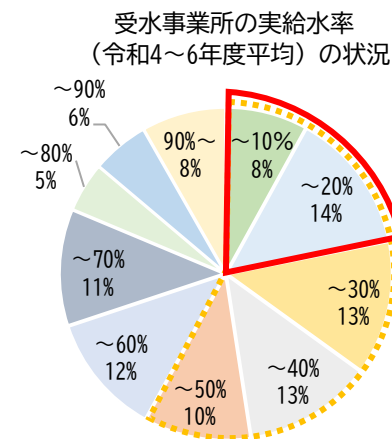
- 給水収益の減少等により、単年度損益は令和9年度以降恒常的な赤字となる見通しで、値上げ時期と値上げ幅の検討が必要な状況
- 基本使用水量の減量を実施した場合、基本料金収入は減少し、この減収を値上げで賄う必要があることから、減量の規模が大きくなると値上げ幅も拡大

減量の実施方針（考え方）

- 大口受水事業所の撤退により経営環境は更に厳しくなっている。このような状況の変化はあるものの、これまで企業団が受水事業所に説明してきたことをできる限り尊重するべく検討
 - ① 令和2年度の説明に沿って、現時点での試算において次の値上げが基本的に3割に収まるようにする。
 - ② 値上げが3割までとなる範囲内で減量を期待する事業所の要請に応えることとし、減量の上限を3万m³/日に設定する。
 - ③ 実給水率が低いほど値上げ率が高くなることを考慮し、試算上3割を超える値上げが見込まれる実給水率20%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分する。
（残量は実給水率にかかわらず希望量に応じて配分）

受水事業所の 実給水率	値上げ幅の試算 料金算定期間を10年間（令和12年度から 令和21年度まで）として試算	
	3万m ³ /日の減量 を実施した場合	（参考） 4万m ³ /日の減量 を実施した場合
70%	26.8%	29.2%
60%	27.4%	29.9%
50%	28.0%	30.5%
40%	28.7%	31.2%
30%	29.3%	32.0%
20%	30.1%	32.8%
10%	30.8%	33.6%

※ 減量負担金・特別減量負担金による値上げ抑制効果を反映済



今後、新たな受水事業所の撤退など給水収益（料金収入）に大きく影響するような事案が生じたときは、改めてその対応を検討します。